# 業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 秋田県立近代美術館燻蒸消毒業務委託
- 2 委 託 場 所 秋田県立近代美術館
- 3 履 行 期 間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 4 業務委託料 ¥ (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ )
- 5 契 約 保 証 金 ○○○○円 (※納付の場合) 秋田県財務規則第178条第 号により免除(※免除の場合)

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、秋田県財務規則を遵守のうえ別添契約事項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書を2通作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 秋田県横手市赤坂字富ヶ沢62-46 秋田県立近代美術館 館長 浅 沼 和 子 印

受注者 所在地(住所) 職氏名 印

### 契 約 事 項

### (委託業務)

第1条 発注者は、次の業務(以下「委託業務」という。)を受注者に委託し、乙は、 これを受託するものとする。

1 別紙仕様書による燻蒸消毒に関する業務。

## (委託業務の処理方法)

第2条 受注者は、別紙仕様書により委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

# (光熱水費等)

第3条 業務実施において必要な機材、照明等にかかる電気、水道及び夜間管理に かかる作業員の控室は発注者が提供する。

## (計画書の提出)

第4条 受注者は、業務着手前に発注者へ業務計画書を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

### (秘密の保持)

第5条 受注者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## (調査等)

第6条 発注者は、受注者の委託事務の処理状況について、随時に、調査し、若し くは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して受注者に必要な指示を与える ことができるものとする。

## (第三者への再委託)

第7条 受注者は、委託業務の処理を自ら行うものとし他の者にその処理を再委託 することが出来ない。ただし発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## (解除等)

第8条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者が委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (4)役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員による不当な行為

の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。) であると認められるとき。

- (5)暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認めら れるとき。
- (7)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (8)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - 2 前項第1号の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者の定める日までに委託料の100分の10を違約金として発注者に支払うものとする。受注者が発注者の定めた日までに違約金を支払わなかった場合、未払額に対し年2.5%の遅延利息の支払いを発注者に請求することが出来る。
  - 3 第1項第2号及び第8号の規定によりこの契約が解除されたときは、受注 者は発注者にその損失の補償を請求することはできない。

## (契約の費用)

第9条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

# (個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による事務を実施するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

#### (信義則)

第11条 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

#### (疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発 注者と受注者が協議して定めるものとする。

# 個人情報取扱特記事項

# (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

# (責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、そ の体制を維持しなければならない。

## (責任者等の届出)

- 第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者(以下「責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 乙は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督 させなければならない。
- 3 乙は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させな ければならない。

## (派遣労働者の利用時の措置)

- 第5 乙は、この契約による業務を派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保 及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規 定する派遣労働者をいう。以下同じ。)に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密 保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守 秘義務の期間は、第2の期間に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して、派遣労働者による個

人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施等)

- 第6 乙は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この 特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適 切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければな らない。
- 2 乙は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならないこと、これに違反した場合の罰則規定が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、 第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為(以下「再委託」という。再委 託の相手方が当該再委託をする者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2 条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下同じ。)をして はならない。
- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ次 の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければな らない。承諾 を得た再委託の内容を変更しようとする場合も同様とする。
  - (1) 再委託を行う業務の内容
  - (2) 再委託で取り扱う個人情報
  - (3) 再委託の期間
  - (4) 再委託が必要な理由
  - (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
  - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
  - (7) 再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容
  - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとと もに、 乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の

取扱いに関する責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱いの方 法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するとともに、甲の 求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方がさらに再委託(以下「再々委託」という。)を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「乙」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替えるものとする。

(取得の制限)

第8 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り 得た個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(個人情報の安全管理)

- 第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)に基づく安全管理措置を講じるとともに、次の各号 の定めるところにより、個人情報の安全管理のために適切かつ必要な措置を講じなければならない。
  - (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
  - (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、 情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の 見直しを行うこと。
  - (3) 従事者の監督・教育を行うこと。

- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子 媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体 等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、 情報漏えい等の防止を行うこと。

(漏えい等の防止)

- 第12 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損(以下「漏えい等」という。)の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、甲からこの契約による業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを 受ける場合は、甲が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、甲に受領書 を提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更する場合も、同様とする。
- 4 乙は、甲が承認した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報 を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとする場合も同様とする。
- 6 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等その他の私用物 を持ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他 個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはなら ない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管 室等に保管しなければならない。
- (2) 個人情報を電子データとして保存又は甲の承認を得て持ち出す場合は、暗号 化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等 及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に 点検しなければならない。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、使用、複写 又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければ ならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、業務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務に関して利用する個人情報を廃棄又は消去する場合は、 事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び 処理予定日を書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体 を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄し なければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による業務に関して知り得た個人情報を 消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報 が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなけれ ばならない。
- 6 乙は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、甲に対し、その日時、担当者名及 び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

- 第14 乙は、甲からこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めな ければならない。

### (監査及び検査)

- 第15 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託の相手方(第7に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も同様とする。以下同じ。)に対して、随時、実地の監査又は検査をすることができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 乙は、甲からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、そ の指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第16 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講 ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人 情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能 な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めな ければならない。
- 4 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、 必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

- 第17 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の 賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害 を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。